

資料3

令和7年度神奈川県災害医療対策会議 報告事項（ア）

# 災害時福祉支援に係る県の主な取組について

～災害時に誰ひとり取り残さない福祉を目指して～

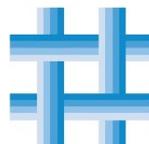
令和8年3月2日（月）

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

災害福祉グループ

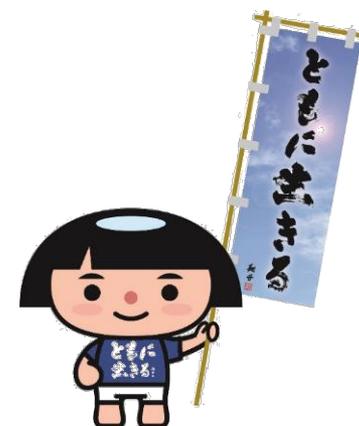


ともに生きる



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society



神奈川県PRキャラクター かながわキンタロウ

- 1 庁内の体制整備**
- 2 災害時情報共有システム**
- 3 神奈川DMAT in 高齢者施設**
- 4 神奈川DWAT**
- 5 まとめ（保健医療と福祉の連携）**

# 1 庁内の体制整備

## 神奈川県庁の体制（令和6年度まで）

くらし安全防災局  
危機管理防災課

健康医療局  
健康危機・感染症対策課  
（災害医療G）

令和6年度…災害救助法に「福祉サービスの提供」を位置付ける流れがあるが…福祉子どもみらい局で災害担当部署は？

局総務室？

高齢福祉課？

障害サービス課？

障害福祉課？

地域福祉課？

子ども家庭課？

# 1 庁内の体制整備

令和6年度～

福子局災害対応力強化検討チーム開催



令和7年度～

地域福祉課「災害福祉グループ」新設



<体制>

- ・グループリーダー（行政職）
- ・福祉職2名
- ・行政職2名 合計5名体制

# <参考 1> 災害福祉グループの主な取組

## 令和6年度からの継続事業

- かながわ災害福祉広域支援ネットワーク
- 神奈川DWA T（神奈川県災害派遣福祉チーム）
- 福祉避難所（庁内会議・市町村会議の実施）
- 個別避難計画（庁内会議・市町村会議の実施、国モデル事業など）

## 令和7年度からの新規事業

- 局災害福祉対応力強化検討チーム
  - 局内の災害時初動体制（マニュアル・局主催訓練）の検討
  - 局全体で取り組む優先業務の整理
  - 災害時の福祉職の応援体制などの検討
- 災害時情報共有システム等の活用の検討（国システム、D24H）
- 福祉避難所支援事業（開設訓練支援事業、資機材整備支援事業）
- 災害時福祉専門職ボランティア育成支援事業

## 2 災害時情報共有システム（福祉版EMIS）

### 概要

災害発生時に社会福祉施設等の被災状況を、事業所と国・自治体の間で情報共有するための国のシステムです。

被災状況などを国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として整備されました。

### 課題



高齢



障害



児童

- 3種別のシステムがある
- 各々仕様が異なる
- 高齢はIDとPASSが必要

### 今後

- 市町村に対して、代理入力の必要性を周知
- 施設等に対して、システム入力の必要性を継続して周知・啓発
- 訓練機会を確保（システム操作機会の増加）
- D24Hへの連携

## 2 災害時情報共有システム（福祉版EMIS）

### ●福子局災害対応力強化検討チームによる入力訓練

県災害情報管理  
システムモニター

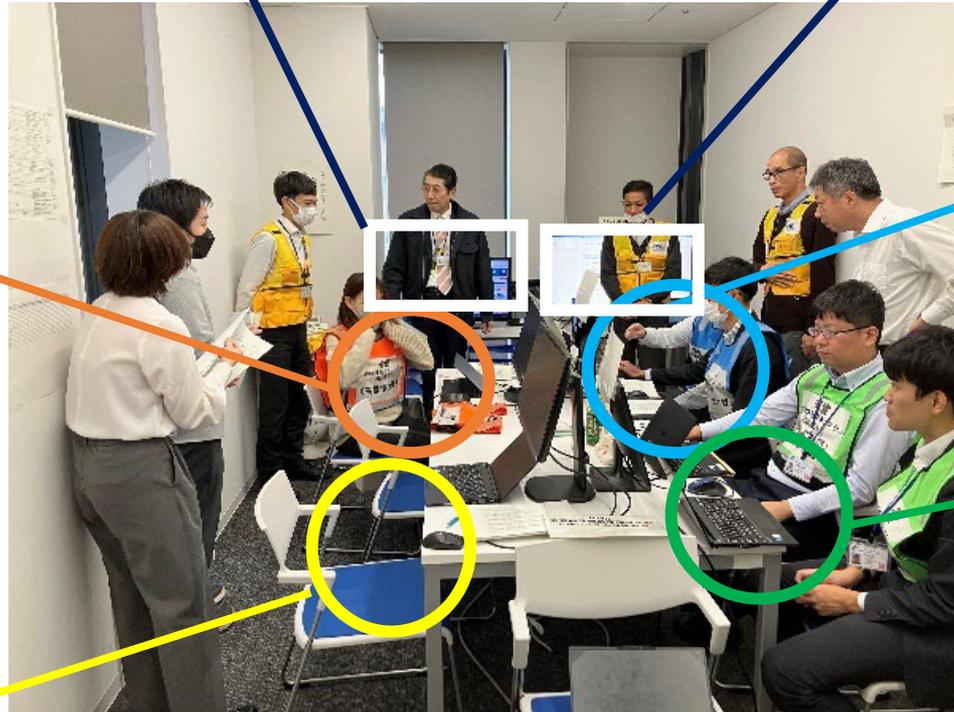
クロノロ入力用モニター

介護施設等災  
害時情報共有  
システム  
(高齢福祉課)

障害者支援施設等災害  
時情報共有システム  
(障害サービス課)

児童福祉施設等災害  
時情報共有システム  
(子ども家庭課)  
(次世代育成課)

総務室



## <参考2> 災害時情報共有システム（高齢者施設の入力必須項目）

(高齢)入力必須項目	選択肢
人的被害の状況	○なし ○あり
建物被害の状況	○被害なし ○軽微な被害あり(推定被害80万円未満) ○重大な被害あり(推定被害80万円以上)
避難・開所の状況	(入所) ○避難の必要性あり ○避難必要性なし
	(通所) ○支障なし(開所) ○支障あり(閉所中)
必要な人的支援の状況	○介護職員 ○その他の職種(看護師等) ○ボランティア
ライフラインの状況 (電気、水道、ガス、冷暖房)	○使用可 ○使用不可
物資の状況	必要な物資を選択する ○食料 ○飲料水 ○薬 ○おむつ ○マスク ○消毒液 等
医療機器等の故障の状況	自由記載

# <参考3> 主な入所系施設一覧 (県内33市町村)

(令和7年4月1日時点)

分野	施設種別	施設数
高齢	介護保険法	/
	特別養護老人ホーム	442
	介護老人保健施設	197
	介護医療院	16
	老人福祉法	/
	有料老人ホーム	1,173
	養護老人ホーム	18
	社会福祉法・老人福祉法	/
	軽費老人ホーム	12
	高齢者住まい法	/
	サービス付き高齢者向け住宅	367
合計	2,225	

分野	施設種別	施設数
障害	障害者総合支援法	/
	障害者支援施設	89
	療養介護	13
	宿泊型自立訓練	7
	合計	109
児童	児童福祉法	/
	福祉型障害児入所施設	15
	医療型障害児入所施設	14
	乳児院	10
	児童養護施設	33
	合計	72

3分野(高齢・障害・児童)合計 **2,406施設**

# 3 神奈川DMAT in 高齢者施設

令和7年11月ビックレスキューかながわ  
高齢者施設(特別養護老人ホーム)において  
神奈川DMAT(災害派遣医療チーム)による施設支援訓練を企画実施

**初実施!**



<藤沢市民病院>

<川崎市立井田病院>

# 4 神奈川県DWA T

## (1) 概要 (チラシ)

神奈川県災害派遣福祉チーム ディーワット

# 神奈川県DWA T

Disaster Welfare Assistance Team

わたしたち神奈川県DWA Tは、災害時に、避難所等に避難する、高齢者や障がい者などの配慮が必要な方や困っている方の福祉ニーズ的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、**福祉支援を行うチーム**です。



### 神奈川県DWA Tの主な活動

#### 心身の状態の把握 (アセスメント)

避難者の、「こころ」と「からだ」の状態を確認し、必要な支援につなげます。



#### 主な関係機関との調整

聴き取りした内容により、必要に応じて福祉避難所への誘導や、福祉・介護サービスの利用調整等を行います。



#### 相談支援

避難生活において感じる不安や困りごとの相談に応じ、必要な支援につなげます。



#### 避難生活の環境整備

避難所等で安心・安全に過ごせるように、プライバシーを確保できる間仕切りの設置や、段差のない通路の確保などの環境づくりを行います。



### 平時の活動

- 所属法人等における受援体制の検討
- 各種研修、訓練への参加
- 地域への周知、啓発など



#### かながわ災害福祉広域支援ネットワークについて

大規模災害の発生に備えて、事業者団体及び職能団体などの福祉関係団体と協働により、災害時における高齢者や障がい者などに配慮を要する者(災害時要配慮者)を支援するため、平成28年7月に設置しました。

#### ネットワーク構成団体一覧(令和7年7月時点)

- ・神奈川県介護支援専門員協会・神奈川県介護福祉士会・神奈川県高齢者福祉施設協議会・神奈川県社会福祉協議会・神奈川県社会福祉士会
- ・神奈川県身体障害施設協会・神奈川県知的障害施設団体連合会・神奈川県老人保健施設協会・相模原市高齢者福祉施設協議会
- ・横浜福祉事業経営者会・神奈川県理学療法士会・神奈川県精神保健福祉士協会・神奈川県作業療法士会
- ・神奈川県医療ソーシャルワーカー協会・神奈川県言語聴覚士会

### 事務局



神奈川県地域福祉課 災害福祉グループ  
電話：045-285-0863  
メール：saigaifukushi-g.x6bh@pref.kanagawa.lg.jp  
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部  
電話：045-311-8802  
メール：haken@knsyk.jp

神奈川県 HP



# 4 神奈川県DWA T

## (2) 訓練



<ビッグレスキューかながわ>



<葉山町>



<平塚市>



<川崎市>



<茅ヶ崎支援学校>



<ロールプレイ@大会議場>

# 4 神奈川県DWA T

## (3) 研修



神奈川県DWA Tチーム員としての活動に必要な他・多職種との連携について学ぶことを目的としたオンライン研修を実施しました。

初めに県健康危機・感染症対策課災害医療グループ職員で横浜市立みなと赤十字病院救命救急センター医師の鈴木先生より「災害時の医療支援チームの活動」をテーマに、災害医療の歴史、災害医療活動の原則である「CSCA」についての説明後、令和6年能登半島地震時の石川県珠洲市における日本赤十字社救護班としてのご自身の支援活動についてお話をいただきました。

次に、県鎌倉保健福祉事務所村岡保健福祉部長より「災害時の保健師活動」をテーマに、保健所・保健師の普段の業務と役割、そして改めて災害時の活動において「CSCA」の重要性についての説明後、令和6年能登半島地震時の石川県珠洲市における自治体保健師の応援業務としてのご自身の支援活動についてお話をいただきました。



### <神奈川県DWA Tステップアップ研修>



### <神奈川県DWA Tスキルアップ研修>

### <県主催避難所運営講習会(HUG)>



### <東京・神奈川・静岡・山梨 1都3県合同研修会>

# <参考4> 能登半島地震における神奈川DWA T活動事例

## 1.5次避難所での活動

- **多職種連携**：他府県DWATとの混合チームによる活動、保健師チームとの協働
- **避難所内支援**：避難所内マップの作成、避難所内ラウンドアセスメント
- **相談支援**：「なんでも福祉相談窓口」の設置・対応

※1.5次避難所とは、一般避難所（1次）とホテル・旅館（2次）の中間的な位置づけ。能登半島地震において、いしかわ総合スポーツセンター及び産業展示館2号館などに初めて設置された。



ラウンドアセスメント



相談窓口対応



ラウンドミーティング

## 輪島市内避難所での活動

- **アセスメント活動**：避難所内ラウンド、共用エリアでのアセスメント、避難者情報の見える化
- **相談支援**：福祉相談コーナーの設置・運営
- **情報共有**：避難所管理者、避難所運営者との定時ミーティングによる情報共有
- **巡回型支援**：他都県DWA T活動の後方支援



相談コーナー設置

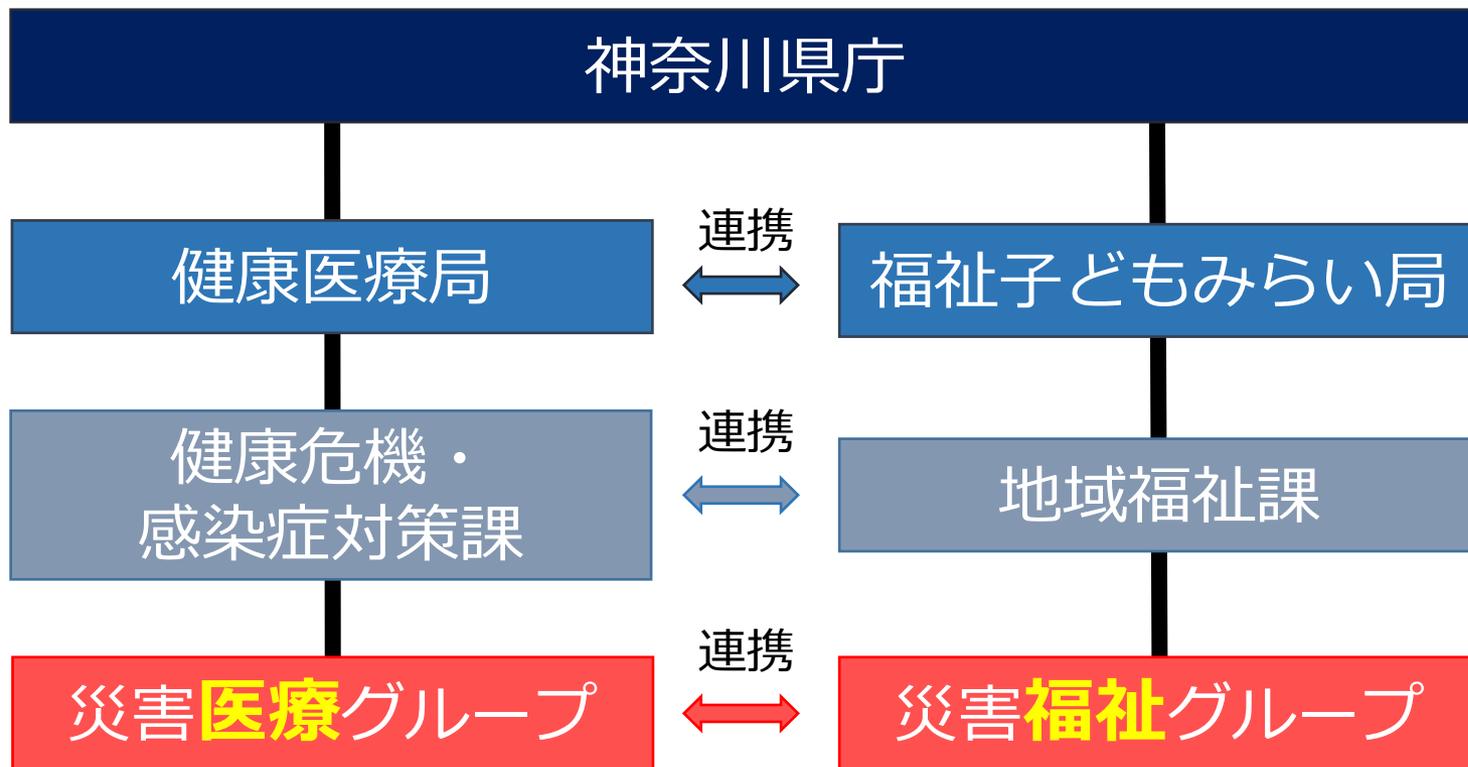


共有エリアでのアセスメント



避難所内段ボールハウス

# 5 まとめ（保健医療と福祉の連携）

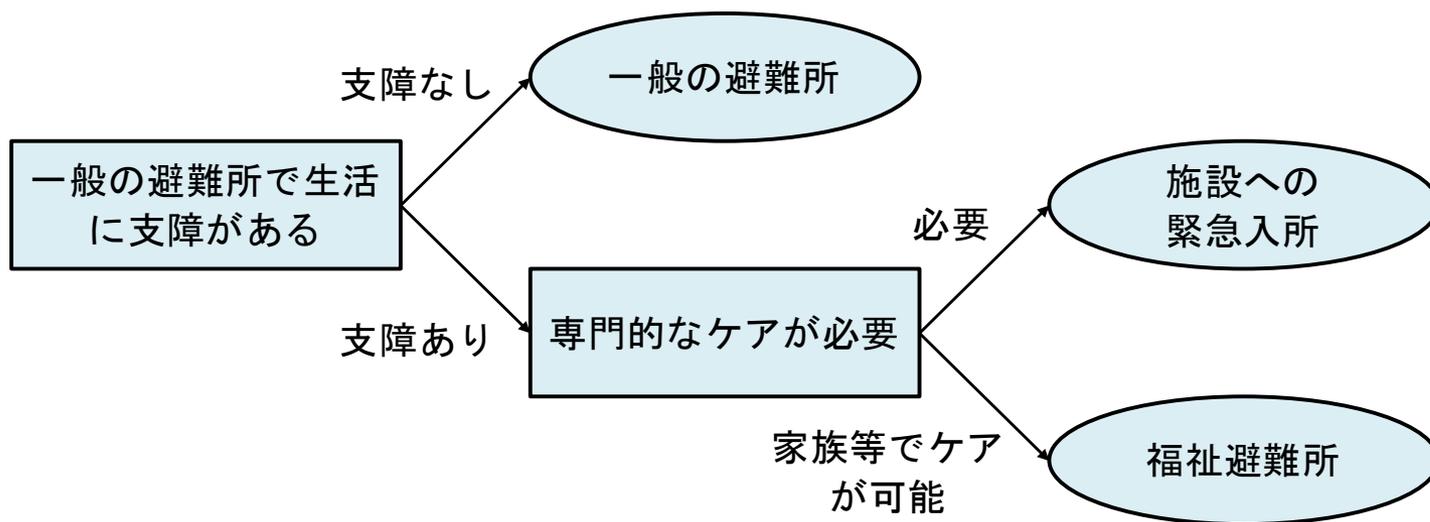


- 日頃の打ち合わせ（情報共有）
- 会議や研修への相互参加
- 訓練の企画・助言・相互参加 など

連携の継続  
よろしくお願いいたします

## <参考 5> 福祉避難所

- 一般の避難所では生活に支障が生じることが想定される方々を対象に市町村が設置する。(多くの場合、社会福祉施設を想定。)  
⇒主として高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人などのうち、入院や施設に入所するほどではない方を対象として想定
- 介助員や通訳などの生活相談員等を配置(常駐でなくとも可)
- 最初に一般の避難所に避難し、必要に応じて市区町村の判断(スクリーニング)で福祉避難所に誘導することとしている自治体が多い。



保健師等によるスクリーニングを踏まえて、福祉避難所への誘導が決定される場合が多い。

# <参考 6> 個別避難計画

- 高齢者や障がい者などのうち 自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりが、「どこへ」「だれと」「どのように」避難するかなどを記載した計画。
- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が、市町村の努力義務とされた。

相模原市 個別避難計画	
フリガナ	
氏名	生年月日
住所	性別 年齢
電話番号	自治会
メールアドレス	携帯電話番号
同居家族等	FAX
フリガナ	電話番号
緊急時の連絡先①	住所
フリガナ	電話番号
緊急時の連絡先②	住所
支援が必要な事項	
避難時の配慮が必要な事項	
避難時の配慮が必要な事項	
特記事項	

避難支援担当者①	フリガナ	電話番号		
避難支援担当者②	フリガナ	電話番号		
避難支援担当者③	フリガナ	電話番号		
避難先(指定の報告)	避難先①	距離	手段	移動時間
避難先(指定の報告)	避難先②	距離	手段	移動時間
自由記述 (例)避難支援時の留意事項、避難経路、住所の見取図など				

**説明は以上です。**

地域福祉課長 笠井 熱史